

2021 年 1 月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、 売上が 50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支 援金」(一時支援金) が国から給付されます。

時支援金类支給対象企業

- ■緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ■2019 年比又は 2020 年比で、2021 年の 1 月、2 月又は 3 月の売上が 50% 以上減少していること

会場 えんぱーく5階イベントホール 内容

定員 各回15名

参加費無料

講師

青柳夏苗行政書士事務所 代表行政書十

青柳 夏苗田



1 一時支援金の概要

2 給付対象

3 保存書類

4 特例

5 手続き

6 事前確認スキーム

7 申請

8 スケジュール

お問合せ先 塩尻商工会議所 担当 谷田部 電話 0263-52-0258 ※お電話の受付は平日の9:00~17:00 になります

申込方法 参加をご希望の方は下記 FAX または Email よりお申込みください

FAX: 0263-51-1388 E-mail/scci@shiojiri.or.jp

貴社名		役 職			氏 名			
ご住所	都・道 府・県			市・区 町・村	参加人数			
TEL			FAX					
E-mail アドレス			希 望 説明会		1部	•	2部	※どちらか ○で囲んでください。

- ・入場時の検温(非接触型体温計での実施)にご協力ください。 ※体温 37.5 度以上の方は、大変申し訳ございませんが入場をお断りさせていただきます。
- ・入場時に手消毒の実施・マスク着用にご協力ください。

- ・席については、必要な間隔をあけ着席いただきます。
- ・会場内は定期的に換気を実施いたします。